筆跡鑑定・印影鑑定のご案内

遺言書、契約書、怪文書など各種文書の筆跡及び印影の鑑定をいたします。また、係争中の事案などで相手方より出された鑑定書に対する意見書・反論書も作成いたします。まずはお電話・メールをください。ご相談は無料です。

【筆跡鑑定の流れ（印影鑑定も流れは同様です】

資料の送付

鑑定資料（誰が書いたか分からない、調べたい資料のこと）と対照資料（鑑定資料と比較するための、書いた人が分かっている資料）を宅配便・書留・レターパックプラスなどでお送りください。

↓

事前調査とお見積り

鑑定資料と対照資料が同一人によるものか別人によるものか鑑定結果の予測と、本鑑定の料金もしくは基本文字数以上の場合などはお見積り額をファクス・郵送にてお知らせします。

↓

鑑定書作成

本鑑定・簡易鑑定ともに、納期は２０日程度。お急ぎの場合はご相談ください。

↓

鑑定書発送

鑑定書とお預かり資料をお送りいたします。配達の時間指定をして頂けます。

中止

事前調査の結果が望む方向ではないなどの場合、中止することも可能です。

↓

事前調査費用お支払い

鑑定書作成に進まない場合のみ、調査費用のご負担をお願いしております。資料を返却し終了。

【対照資料について】

例①　父親の書いたとされる遺言書が出てきたが、本当に父親が書いたものかを調べたい。

遺言書に書かれた文字と同じ文字が書いてある、お父様の書いたということがはっきりしている契約書や申込書といった書面・手紙・日記などをお送りください。

例②　押印した覚えがない契約書がある。自分のものとは違う印鑑で押印がされていることを明らかにしたい。

ご自身の印鑑で押印された契約書もしくは白紙に４つほど押印したものをなどをお送りください。（一番望ましいのは、印鑑そのものになります）

- **資料は原本が望ましいですが、コピーだからといって資料として使えないわけではありません。鑑定可能であるかどうかは、資料をお送りいただき、実際に拝見させていただいてから判断いたします。鑑定できない場合は資料返却し終了。費用はかかりません。**
- **多くの場合、対照資料は複数ある方が、説得力は高まります。**

【料金（税込）】

事前調査	３２，４００円	鑑定書作成に進まない場合に頂いております。作為文字などで難度が極めて高い鑑定の場合、事前調査では明確な予測ができないことがございます。資料数が多い場合、加算されることがございます。
筆跡簡易鑑定	９７，２００円	最大５文字まで。１文字追加ごとに２万円増し。本鑑定と結果は変わりませんが、説明がやや簡略化されます。
印影簡易鑑定	１２９，６００円	鑑定資料１つに対し、対照資料も１つの場合です。（Ａ対Ｂ）どちらかの資料が２つ（Ａ対Ｂ、Ａ対Ｃなど）の場合１．５件という扱いになり、１９４，４００円になります。
筆跡本鑑定	２８０，０００円程度	最大７文字まで。１文字追加ごとに２万５千円増し。裁判など、あらかじめ相手方の反論を想定した説明になり、内容が深くなります。
印影本鑑定	２７０，０００円程度	鑑定資料１つに対し、対照資料も１つの場合です。（Ａ対Ｂ）どちらかの資料が２つ（Ａ対Ｂ、Ａ対Ｃなど）の場合１．５件という扱いになり、４０５，０００円になります。簡易鑑定に比較して、説明画像の点数が多くなります。
反論書	４００，０００～８００，０００円	反論のみ、若しくは反論プラス鑑定など、設計プランと難度によって変わりますので、都度お見積り致します。

【その他】

●本鑑定……鑑定書は、世界に一つだけのいわばオーダーメイドです。そのため上記金額は目安となります。正確な金額は、事前調査後にお見積り額を提示いたします。

●文字数……例えば、署名を鑑定する場合にお名前が「神奈川一郎」であれば５文字となります。

●調査する文字……調査する文字は、原則として資料の中から鑑定人が判断し選びます。

●資料数……筆跡鑑定は、鑑定資料と対照資料の合計が５～６資料程度までであれば、事前調査、鑑定書作成ともに上記金額に収まります。それ以上の資料数である、または膨大な資料の中から調査する文字を選定するなどといった場合には料金が加算されることがございます。そのような際には、資料受取後にすぐに着手せず、一度ご依頼人さまへご連絡致します。

●お支払い……着手金として半額程度をお振込みください。残額は鑑定書到着後１０日以内にお支払い願います。１０万円以下の場合、前金制とさせてなります。振込手数料はご負担ください。

【鑑定書の一例】

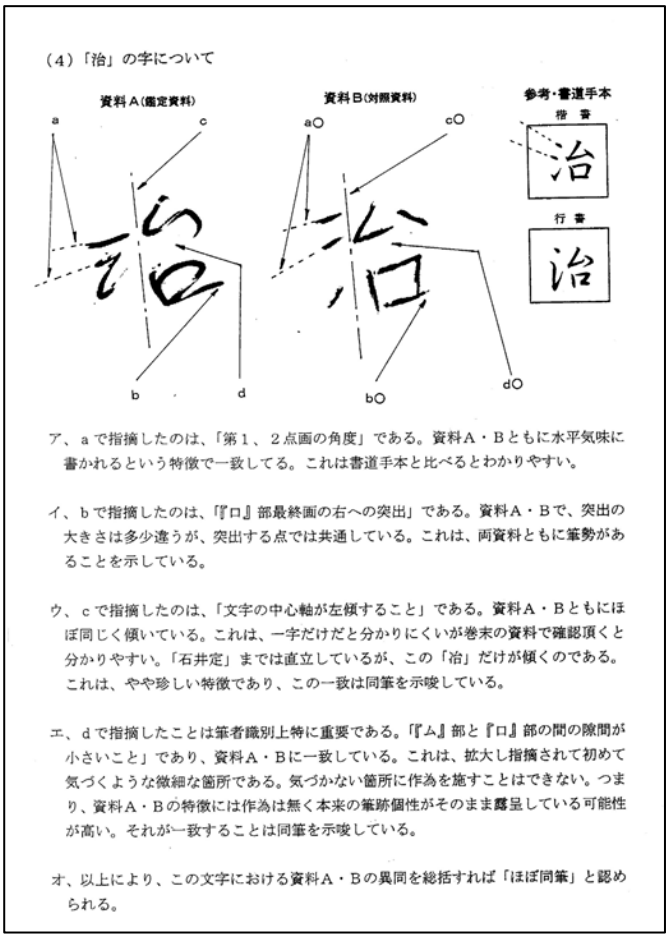

（4）「治」の字について

資料A（鑑定資料）　資料B（対照資料）　参考・書道手本　楷書　行書

ア、aで指摘したのは、「第１、２点画の角度」である。資料Ａ・Ｂともに水平気味に書かれるという特徴で一致してる。これは書道手本と比べるとわかりやすい。

イ、bで指摘したのは、『口』部最終画の右への突出」である。資料Ａ・Ｂで、突出の大きさは多少違うが、突出する点では共通している。これは、両資料ともに筆勢があることを示している。

ウ、cで指摘したのは、「文字の中心軸が左傾すること」である。資料Ａ・Ｂともにほぼ同じく傾いている。これは、一字だけだと分かりにくいが巻末の資料で確認頂くと分かりやすい。「石井定」までは直立しているが、この「治」だけが傾くのである。これは、やや珍しい特徴であり、この一致は同筆を示唆している。

エ、dで指摘したことは筆者識別上特に重要である。『ム』部と『口』部の間の隙間が小さいこと」であり、資料Ａ・Ｂに一致している。これは、拡大し指摘されて初めて気づくような微細な箇所である。気づかない箇所に作為を施すことはできない。つまり、資料Ａ・Ｂの特徴には作為は無く本来の筆跡個性がそのまま露呈している可能性が高い。それが一致することは同筆を示唆している。

オ、以上により、この文字における資料Ａ・Ｂの異同を総括すれば「ほぼ同筆」と認められる。

１５．（鑑定）資料Ｂ１及びＢ２及びＢ３と資料Ａの寸法の比較検査

左側より資料Ａ、Ｂ１、Ｂ２、Ｂ３の各印影

原寸大　原寸大　原寸大　原寸大

	縦	横
資料Ａ	21.27mm	21.08mm
資料Ｂ１	21.23mm	21.25mm
	99.81%	100.81%
資料Ｂ２	21.22mm	21.27mm
	99.76%	100.9%
資料Ｂ３	21.27mm	21.19mm
	100%	100.52%

ア、表の数値は、各資料の大きさを計測し、得られた数値を小数点第２位で四捨五入したものである。資料Ｂ１よりＢ３は、資料Ａに対する割合をパーセント表記で記載した。

イ、寸法は、各印影をデジタル化してコンピューター上で２５００％まで拡大し計測した。

ウ、当職の実験では、着肉量、着肉具合の部分的な偏り、押印圧などを原因とし同一の印顆であっても、押印された印影によっては３％程度の差異が現れることを確認している。資料Ａと資料Ｂ群に現れた数値の差異は最大０．９％と、この水準をはるかに下回るものであり、異なる印顆による印影とは考えにくい。

エ、以上、寸法の比較検査での結論は、「資料Ｂ１・Ｂ２・Ｂ３と資料Ａは同一の印顆による印影と認められる」となる。

筆跡鑑定書は本人直筆である対照資料の文字から、書き手の持つ筆跡個性によって現れた筆跡特徴を拾い出し、それが鑑定資料に当てはまるのか否かを指摘します。場合により角度など数値的検査やスーパーインポーズ（重ね合わせ）法による検査を実施。印影鑑定は目視・スーパーインポーズ法による検査の他、必要に応じて断面照合法による検査を実施いたします。

【鑑定実績】

平成２７年３月現在、約１３５０件の鑑定を行い、うち約９００件の鑑定書を作成。それ以外は依頼者の望む結果ではない等の理由で辞退もしくは中止とする。依頼人は裁判所・法律事務所といった法曹界及び一般企業・マスコミや一般人など多岐にわたる。推薦により東京弁護士協同組合に特約店として加盟し、都内の弁護士の先生からの依頼が急増中である。

【資料送付先】

〒227-0043　神奈川県横浜市青葉区藤が丘２－２－１－７０２
日本筆跡心理学協会
電話　０４５－９７２－１４８０
ファクス　０４５－９７２－１４９０
メール　kindai@kcon-nemoto.com